

再審への課題——宮澤弘幸の大審院判決から

宮澤弘幸にかかる冤罪が確定したのは、1943年の5月27日だといってよい。この日、大審院の判決が出た。冤罪を仕掛けたのは特高を手先とする国家権力（治安権力）だが、それを厳正に裁くべき司法権力が治安権力に追隨して冤罪に仕上げた、という構図になる。5月27日を忘れてはならない所以である。

同時に、再審問題はこの日に始まると言っている。

冤罪と確信すれば再審請求する、これが常道だろう。ところが本件「宮澤・レーン事件」では、そうなっていない。確信がないからではなく、法手続き上の証拠揃えが極めて困難だからだ。そこが本件一番の難題であり、本会の対応も難しくしている。

再審請求については、法律上、少なくとも二つの不可欠要件がある。一つは刑事訴訟法第439条の「再審の請求権者」であり、もう一つは同435条の「再審請求の理由」である。ひらたくいうと、再審請求は誰にでも出来ることではなく、証拠がなければ駄目だという規定である。

刑事訴訟法第439条（再審請求権者）

再審の請求は、左の者がこれをする事ができる。

- 1 検察官
- 2 有罪の言渡を受けた者
- 3 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人
- 4 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態にある場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

具体的には、宮澤弘幸関係では1項・検察官は別として、4項

「兄弟姉妹」に該当する宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さんだけであり、レーン夫妻関係では、同4項「直系の親族」によって六人の娘たちがいるが、いずれも国外にあって、存命、所在とも確認されていない。

問題は「証拠」であり、宮澤弘幸及びレーン夫妻を有罪と断じた一審判決の「証拠」を逆手にとつて精査し、錯誤を証明できるならば、それがそのまま「再審請求の理由」に繋がる。だが、その肝心な「証拠」が、判決原本（謄本）共々廃棄されたとみられ、存在しない。これが再審請求を不可能としてきた一番の理由といえる。

このため本会・会則（目的）でも再審請求を目的としては明示せず、しかしながら冤罪を糺し、真相を広めることによつて二度と国家権力による非道を起こさせないようにさせる取組みに重きをおいている。

もちろん、これによつて再審請求を全く断念しているわけではなく、機に应じての可能性を視野に入れており、会員の関心も低くない。中には司法手続きを模しての具体的提起もあり、次はその一例になる。

この件、本会では事務局段階で集中精査し、弁護士の見解も照らしたうえで結果として取り組むに至らなかったが、最新問題を理解・整理するうえで有意な具体例といえる。

以下、本会に提起された「再審請求書」の原文を収録（明らかな誤字誤植は訂正、原物は横書き）し、

事例検証の結果

再審問題での基本
とまとめ、本件論考とする。

再審請求書

(請求人氏名)

上記請求人より後記のとおり再審の請求をする。

再審請求の趣旨

請求人は、別紙判決表記載のとおり札幌地方裁判所より軍機保護法違反被告事件につき、同法違反の罪名により言渡しをうけた有罪判決について再審開始の決定を求める。

1 本件事案の概要

請求人は別紙「判決表」記載のとおり札幌地方裁判所において有罪の判決を受け上告審(大審院)において上告棄却の判決で刑に服した者であるが、軍機保護法は昭和20年10月12日廃止せられたので、刑事訴訟法第337条2号の規定により免訴の判決を受けるべき事由があり、然らずとするも原判決の証拠は拷問により強制せられた虚偽自由に基づく無効なものであることを証する新たな証拠が発見されたので、同法第435条6号の場合に該当するので本請求をなすものである。

本件軍機保護法違反被告事件は近年「レーン・宮澤事件」と呼ばれ、特高警察等による凄惨苛烈な拷問による冤罪事件として広まりつつある。

【本会注】

刑事訴訟法第337条(免訴の判決)

左の場合には、判決で免訴の言渡しをしなければならない。

- 1 確定判決を経たとき
- 2 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき
- 3 大赦があったとき
- 4 時効が完成したとき

刑事訴訟法第435条(再審請求の理由)

再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡しを受けた者の利益のために、これを行うことができる。

- 1 5省略
- 6 有罪の言渡しを受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡しを受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めらるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

7 省略

〈拷問による自白強制〉

請求人に対する有罪判決について、45年後の昭和62年(1987年)1月30日、請求人の弁護士だった齋藤忠雄弁護士は、横路民雄等のインタビューに答えて、「宮澤さんは取り調べ中に逆さづりにされ竹刀で叩かれるような拷問を受けていたようで、当時の検事局公安部長から早く自白させた方がよいと指示されましたし、私もこのままでは彼の身体がもたないと思いました。そこで宮澤さんに、このまま死んでしまうよりは君の考えとは違っても認めた方がよいのではないかとすすめました」と述べている。

(札幌弁護士会々報1987年2月号 No.207 33頁)

「妹の美江子は、戦後になって釈放された宮澤から『両足首を麻縄で縛られ、逆さに吊るされて殴られた。両手を後ろ手に縛られて、それに棒を差し込んで痛めつけられた』ことを聞いている。拷問から四年近くも経っていたが、そのとき宮澤の足には、縄に縛られて皮膚が崩れた跡が残っていた。(上田誠吉著ある北大生の受難―国家秘密法の爪跡―復刻版2013年4月10日刊行150頁)

「釈放後の療養中、タオルで背中を拭ったとき、骨と皮ばかりになった兄の背中、縄の筋目と思われる痕がいく筋も刻み込まれていたのが、瞼に焼きついている」(北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会「以下広める会と略称」編引き裂かれた青春47頁)

「札幌弁護士会主催 国家秘密法に反対する市民集会・宮澤事件の真相」に参加するため千歳空港を降り、タクシーに乗ったとき、車のブレーキが掛り、運転手の体が前のめりになると、運転手の着ていたチョッキの背中の蛇腹模様が目に入り、思わず涙しました。釈放後自宅で療養していた時、兄の背中をタオルで拭くとき、擦ると背中に斜めや横の刻み込まれた傷痕の皮膚が、ポロポロと崩れ落ちるのではないかと思ひ、タオルをそつと押し当てて体を拭いたことが目に浮かんだからです」(2014年10月11日 Bolder への発言)

以上、命の危険に迫る拷問によって、官憲らが思い描いた虚構のスパイ事件の筋書きに添った外形的事実の強制的自白調書を証拠として有罪と認定されているのであり、事実誤認に基づく有罪判決は破棄されるべきで、無罪判決を求めるものである。

2 判決書及び一件記録の所在について

故上田誠吉の訴訟記録調査結果

【一審判決と記録】

★昭和61年(1986) 12月19日付 札幌地検に対する記録

と判決の謄本申請に対し

昭和62年(1987) 3月6日付 札幌地検総務部長 今井

健次 回答

「判決書は、当庁に保管されていませんので、貴意に副えません」

★昭和62年(1987) 1月27日付 札幌地方裁判所に対す

る判決閲覧謄本申請に対し

昭和62年(1987) 2月10日付 札幌地方裁判所事務局

総務課長都築豊 回答

「過日閲覧謄写申請のありました宮澤弘幸：に対する軍機保護法違反事件の判決原本等について当庁刑事訴訟廷事務室に於いて調査したところ、当然のことながら、記録判決原本は当庁に保管なく、事件簿は廃棄済で、判決謄本の保存なく、全く手掛かりがありませんのでご了承下さい」

★昭和62年(1987) 2月7日付 宮城刑務所に対する判決

閲覧謄本申請に対し

昭和62年(1987) 2月13日付 宮城刑務所長 橋田平

次 回答

「先日、依頼のありました宮澤弘幸に関する記録については破棄しており、現在、保管されておりませんのでご了承下さい」

★内務省外事月報 昭和18年2月分 登載 19頁

札幌地裁 一審判決(書写)

【大審院判決と記録】

故上田誠吉 現物複写

上記の通りであり、判決謄本を添付することができない。
然し札幌地方検察庁はこれが保管責任庁であるので同庁より取り寄せられんことを求める次第である。

なお仮に請求人に対する判決原本が何らかの事由によって同検察庁そのたの官庁に存在しないとしても本来刑事判決の原本は、被告人又はその相続人らの再審請求や刑事補償請求等に備えて永久保存せらるべきものである。従って札幌地方検察庁がその謄本を交付しない以上は、札幌地方裁判所（判決言渡庁）において再び判決を作成する責務があるものといふべきである。本件では、幸い前記判決（書写）が現存しており、原判決を再構成することは不可能ではないと思われる。

この点に関し最高裁大法廷昭和26年7月18日決定（昭和24年つ第100号、刑集5巻8号 1476頁）は、旧刑事訴訟法536条の規定の解釈として、天災事変等により裁判所の原本滅失したる場合の処置につき判示しているが、同法条の刑の執行の場合と再審請求の場合とは同一に論ずることは出来ないとしても、基本的人権尊重の憲法の本質よりみて、本件の如き被告人のための再審請求をなす場合も、請求人の利益のために原判決書を再現することは許さるべきものと考えられる。

なお上記決定中の少数意見の中で引用されている昭和20年3月19日付 刑事局長から控訴院長、検事長宛、訴訟記録等が滅失した場合に於ける処理方針についての通牒では、判決原本が「滅失シタルトキハ裁判所ニ於テ再ビ判決ノ原本ヲ作成シ得ルモノト解スベク、若シ判事死亡シタル等ノ事由ニ因リ判決原本作成スル

コト能ハザルトキ裁判所当該事件ニ付キ再ビ審理判決ヲ為スベキモノトス」とあるのは、本件再審請求において、請求人の利益のために考慮せらるべきものと思われる。
よって再審開始の決定あらんことを求めるための本件請求に及んだ次第である。

証拠方法

本件では判決謄本を提出できないが、逮捕、勾留、取調、拷問、予審、公判、判決の言渡しがあつたことを証するため、

1

- 1 札幌弁護士会々報 1987年2月号 No.207 33頁
- 2 上田誠吉著 ある北大生の受難—国家秘密法の爪跡—復刻版 150頁、19〜25頁、144〜162頁
- 3 広める会編 引き裂かれた青春 47頁
- 4 内務省警保局外事課 外事月報 昭和18年2月分 19〜23頁、6月分 4〜25頁
- 5 大審院刑事判例集 第22巻 177〜187頁
- 6 ビデオ「レーン・宮澤事件」制作委員会 レーン・宮澤事件—もう一つの12月8日— 7頁
- 7 NHK札幌放送局製作 兄はスパイじゃない 4頁
- 8 「司法省赤化事件について」 157〜162頁
- 9 上田誠吉著 戦争と国家秘密法 110〜120頁
- 10 スパイ防止つてなんだ 朝日新聞 昭和61年(1986)10月12日
- 2 請求人（判決言渡しにあつた事実、及び拷問取調べの状況について） 秋間美江子

付属書類

- 1 弁護士選任届
- 2 戸籍謄本

判決表

(札幌地方裁判所言渡し軍機保護法違反被告事件)

判決年月日 昭和17年12月16日

氏名 宮澤弘幸

刑 懲役15年

判決又は予審終結決定

備考 札幌地裁

(大審院言渡し軍機保護法違反被告上告事件)

判決年月日 昭和18年5月27日

氏名 宮澤弘幸

刑 懲役15年

備考 大審院

上記の通り再審を請求する。

平成 年 月 日

札幌地方裁判所御中

上記弁護士 〇〇〇〇〇

〈事例検証の結果〉

以上、本会に提起された再審請求(案)の核心は、「原判決の証拠は拷問により強制せられた虚偽自白に基づく無効なもの」にある。

この主張は正しい。原判決(一審判決)の解明については本会編『引き裂かれた青春』(2014年花伝社刊)に詳しいので、ここでの重複はしないが、大審院判決(上告審判決)の検証によって、原判決を支える証拠は、被告人らの自白調書の他にはないと判断して間違いない。

さらにその自白調書は、大審院判決に引用された「上告趣意書」によつて、いずれも拷問によるものと示唆され、心証において事実と信用できる。したがつて、この主張が証明されれば、刑事訴訟法第435条(再審請求の理由)に該当する証拠を提示しうることになる。

請求(案)は、同条6項に拠っている。この規定の要点は先の本会注にあるように、「明らかな証拠をあらたに発見」にあり、具体的には、「拷問により強制せられた虚偽自白」が「明らか」な証拠で、「あらた」に見つかった証拠だと判定されれば、再審の可能性が開けてくる。

そこで関連する判例を当たってみると、次のようなものが上げられている。

イ・本条6号にいう「明らかな証拠」とは、証拠能力もあり証明力も高度のものをいい、被告人が弁護人にあてた信書のときを含まない。(最高裁決定昭和33・5・27)

ロ・すでに証人として公判廷で供述した者が、その供述内容の虚偽である旨記載した書面を提出しても、本条6号にいう「明らか証拠をあらたに発見したとき」にあたらぬ。(最高裁決定昭和35・3・29)

ハ・本条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせその認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいう。(最高裁決定昭和50・5・20)

ニ・本条6号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であるかどうかの判断にあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを要するものではなく、確定判決の事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであるかどうかを判断すれば足りる。(最高裁決定昭和51・10・12)

ホ・本案の審理において、ことさらに、その証拠があることを知りながらこれを提出しないで、有罪判決確定後その証拠を援用して再審の請求をする場合は、本条6号にいわゆる「証拠をあらたに発見したとき」にあたらぬ。(最高裁決定昭和29・10・19)

ヘ・本条6号に基づく再審請求に添えて提出された証拠書類等の資料がすでに確定被告事件の上告裁判所に提出されたものであり、これについて証拠調べ又は事実調べの行われた事跡がみられなくても、右資料に関連する論点及び問題の重要性とこれに対する第一審及び控訴裁判の審理の経過並びにその論点及び問題に関する上告論旨の構成とこれに対する上告裁判所の判示の内容に照らして、上告裁判所がその判断の過程で右資料の内容を了知し、これについての審査を行ったうえ

で結論を導いているものとみなされる場合には、本法の右条項にいわゆる新たに発見した証拠には該当しない。(東京高裁決定昭和55・2・5)

——— などであり、司法権力は再審の門戸を極めて狭く捉えていることが知れる。

これに対し、本請求(案)の「証拠方法」に列挙された具体例を精査すると――

1 宮澤弘幸の弁護士だった弁護士が戦後、第三者のインタビュに答えて、当時聞いた伝聞に基づく事例を話したもの

2 戦後、事件を調べた上田誠吉弁護士が宮澤弘幸の実妹・秋間美江子から聞いた伝聞を著書に記したもの

3 本会編『引き裂かれた青春』から一部引用したもの
4 宮澤弘幸の実妹・秋間美江子から直接聞いた追憶

——— と整理される。

つまり、1と3は他文献からの引用であり、4を含め、いずれも伝聞、あるいは伝聞の伝聞であって、拷問の日時、場所、加害者などを直接証拠によって特定するものとはなっていない。

また、これら伝聞の元になったと思われる「拷問の事実」あるいは、それに近い証言は第一審において、被告人あるいは弁護人からの証言の中で存在したと推定され、それはまた上告趣意書の中にも一部記載されたと推定される。これは上告趣意書の相応部分が大審院判決の中に引用されていることで確認できる。

以上から、本請求(案)の提示する「証拠方法」を以て、「明らかで」「あらたな」証拠になるとの判示を引き出すのは容易ではない。当該専門の弁護士(複数)の意見も集中して聞いた上で、否定的な結論となった所以である。

半面、本請求（案）は再審請求にあたっての問題点をいくつか整理してくれる。

一つは、免訴の提起がある。宮澤弘幸が戦後に釈放されたのは連合国占領軍による覚書（政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書）によると知られているが、国家権力による冤罪の被害者として、釈放されればそれで済むものではない。国内法の処置としての指摘は妥当に思える。

刑事訴訟法第337条（免訴の判決）

左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

- 1 確定判決を経たとき
- 2 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき
- 3 大赦があつたとき
- 4 時効が完成したとき

宮澤弘幸は、10月10日に釈放され、軍機保護法は2日後の10月12日に勅令によって廃止されている。つまり、有罪の根拠法である軍機保護法が廃止される前に釈放された形になる。実際には占領軍による超法規的指令であつたにしても、国内法のうえでどのような法手続きがとられたのか、免訴の有無が明確にされる必要がある。

この点は、網走刑務所から宮城刑務所に身柄を移された理由と共に未解明であり、再審請求以前に解明されなければならない課題といえる。本請求（案）の指摘する右337条は、免訴の言渡を判決（裁判）によって行うべき責務を定めたものであり、この経緯の中でからんでくる可能性はある。

もう一つ注目されるのは、原判決謄本の提示を国（被告）の責

任で行えとの主張である。

再審請求にとって不可欠な判決謄本の保存は本来国の責務であり、「札幌地方検察庁がその謄本を交付しない以上は、札幌地方裁判所（判決言渡庁）において再び判決を作成する責務がある」として最高裁決定を持ち出し、具体的処置を求めている。

この主張は傾聴に値するし、その是非を法廷で審理することによって、国家権力が敗戦時に当該判決を含む文書を廃棄した経緯そのものが明るみに出て、糾弾と責任明確化の端緒となる可能性も出てくる。「基本的人権尊重の憲法の精神よりみて、本件の如き被告人のための再審請求をなす場合も、請求人の利益のために原判決書を再現することは許さるべき」との主張は正論だ。

〈再審問題での基本〉

冤罪を国に認めさせ、被害を回復するには、再審請求の他に損害賠償請求がある。これは冤罪を前提に、「精神的苦痛を受けた」として国に賠償ないし慰謝料を請求する民事訴訟の形をとり、これも親族兄弟姉妹が起こせて、勝訴すれば、冤罪であることも証明されることになる。

だが半面、裏返せば、法廷において冤罪であることを証明することが不可欠であり、実質、刑事訴訟法による再審請求と同じことになる。

したがって、再審、損害賠償ともども、運動として起こすこと自体に意義があるというならともかく、法的成果を目的として取り組むとなると、現行法のもとでの「証拠」提示の面で極めて困難と言わざるを得ないのが現状になる。

併せて、再審に踏み出すとなれば相応の運動組織が不可欠とな

る。先の請求（案）に際しても、集中して検討しているの、この面からも明かしておくこととする。

第一に、原告の心身負担は想像を超える。当然、負担を分散させる面からも代理人・弁護士を立てることになるが、理屈のようにはいかない。最近の袴田事件での被告人の姉、松山事件での母親、姉が弟を救うために全生活をかけ、「息子は無実です」と訴えて全国を駆け回った母親の姿が雄弁に語っている。

その負担は計り知れないが、その一心一念に多くの人が突き動かされ、涙し、運動となつて広がった。宮澤弘幸の場合は、それを秋間美江子さんに託すこととなるが、高齢で持病のある秋間さんに周りが託すことは如何なものか、考えずとも見えている。代理人任せということはいえない。運動論としても疑問だ。

第二に、運動の核となる、専従事務局の組織が欠かせない。同じ札幌で起きた白鳥事件の場合でみると、全国を視野に入れた東京に二つの組織があり、一九六九年時点（再審請求は1965年）で、中央白対協（白鳥事件中央対策協議会／当時の総評が中心）に3人、東京白対協（当時の東京地評が中心）にも3人の専従者が詰めていた。

加えて札幌では国民救援会の専従者が全面協力し、当の本人である村上周治が収監されていた網走刑務所の網走にも1人が配置され、合計8人の専従者がいた。実際はこの他にも、各都道府県の国民救援会・専従者も重点的に取り組んでいたもので、かなりの規模となり、さらには全国に組織された「村上周治守る会」の会員数は5桁に達していた。

このような運動の体制が、再審請求そのものは実らなかったものの「再審制度においても疑わしきは被告人の利益に」という新しい判断基準「白鳥決定」を生んだといえる。いや、言い方を

えるとこれだけの運動成果を得ても再審自体は実現し得なかったともいえる。

このような経験を踏まえて、初めて宮澤弘幸・再審請求も現実味を帯びてくるのであつて、一場の熱気だけで踏み込める運動ではないと考える。したがって、踏み出す場合には集中した議論を経て会則を改定し、明確に目的として織り込み、再結集を図ることが不可欠と考えている。

もちろん、このような法の手続きによる追及だけが、国家権力の非を認めさせ、冤罪の名誉回復につながるものではない。現に遺された事実と説明をもって冤罪の正体を露わにすることは可能であり、その成果の大きな一つが本会の編纂・刊行になる『引き裂かれた青春』（2014年花伝社刊）だと自負できる。

これをさらに立体化して、弁護士会など法律専門家集団による模擬法廷を現出すれば、実質的な再審法廷となつて、国家責任を明らかにして断罪し、名誉回復を求めることも可能になる。『引き裂かれた青春』のあとがきで、本書を「そのための準備書面」と謳った所以でもある。

*以上、会報別冊『真相を究め広める取組み 軌跡と展望』の三、「1943年5月27日を忘れない」から再録